

四半期報告書

(第100期第1四半期)

株式会社 東京ドーム

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	4
第3 【設備の状況】	25
第4 【提出会社の状況】	26
1 【株式等の状況】	26
2 【株価の推移】	28
3 【役員の状況】	28
第5 【経理の状況】	29
1 【四半期連結財務諸表】	30
2 【その他】	40
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	41

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年 6月12日

【四半期会計期間】 第100期第1四半期
(自 平成21年 2月 1日 至 平成21年 4月30日)

【会社名】 株式会社東京ドーム

【英訳名】 TOKYO DOME CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 久 代 信 次

【本店の所在の場所】 東京都文京区後楽1丁目3番61号

【電話番号】 03(3811)2111

【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 田 中 雅 昭

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区後楽1丁目3番61号

【電話番号】 03(3811)2111

【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 田 中 雅 昭

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第100期 第1四半期連結累計(会計)期間	第99期
会計期間	自 平成21年 2月 1日 至 平成21年 4月30日	自 平成20年 2月 1日 至 平成21年 1月31日
売上高 (百万円)	18,196	87,489
経常利益 (百万円)	1,202	10,528
当期純利益又は四半期純損失(△) (百万円)	△2,541	6,676
純資産額 (百万円)	49,467	49,186
総資産額 (百万円)	314,029	314,833
1株当たり純資産額 (円)	259.44	257.96
1株当たり当期純利益又は四半期純損失(△) (円)	△13.33	35.11
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	15.8	15.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,428	14,618
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,548	△8,962
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△4,099	△4,141
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	9,214	14,433
従業員数 (名)	1,836	1,755

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、第99期においては、潜在株式が存在しないため、また第100期第1四半期連結累計(会計)期間は1株当たり四半期純損失計上であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

なお、従来、連結子会社であった(株)北海道後楽園観光開発は、平成20年12月1日に連結子会社である(株)北海道後楽園を存続会社とする吸収合併を行い解散いたしました。

また、従来、持分法適用関連会社であった(株)車両スポーツ映像は、当社が保有する一部株式を平成21年2月1日に売却したため、当第1四半期連結会計期間より持分法の適用範囲から除外しております。

3 【関係会社の状況】

従来、連結子会社であった(株)北海道後楽園観光開発は、平成20年12月1日に連結子会社である(株)北海道後楽園を存続会社とする吸収合併を行い解散いたしました。

また、従来、持分法適用関連会社であった(株)車両スポーツ映像は、当社が保有する一部株式を平成21年2月1日に売却したため、当第1四半期連結会計期間より持分法の適用範囲から除外しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年 4月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
レジャー事業	1,323 (1,226)
流通事業	196 (131)
その他の事業	132 (64)
全社(共通)	185 (20)
合計	1,836 (1,441)

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の()は、臨時従業員の当四半期連結会計期間の平均雇用人員で外書であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年 4月30日現在

従業員数(名)	815 (704)
---------	--------------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の()は、臨時従業員の当四半期会計期間の平均雇用人員で外書であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社及び当社の関係会社においては、レジャー事業、流通事業及びその他の事業の3事業を行っており、生産及び受注について該当事項はありません。

(1) 販売の状況

当第1四半期連結会計期間における販売の状況を事業の種類別セグメントごとに示すと次の通りであります。

事業の種類別セグメント	金額(百万円)
レジャー事業	15,324
流通事業	1,841
その他の事業	2,525
(セグメント間の内部売上高又は振替高)	(1,495)
合計	18,196

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 連結経営成績に関する定性的情報

当第1四半期連結会計期間において、東京ドームにおけるワールド・ベースボール・クラシック(WBC)開催による寄与はありましたが、巨人戦及びコンサートイベント開催日数の減少による影響が大きく、景気の後退と相俟って、売上高は181億9千6百万円となりました。

営業利益は10億4千1百万円、経常利益は12億2百万円となり、投資有価証券評価損の計上等により四半期純損失は25億4千1百万円となりました。

事業の種類別セグメント(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む)の業績は、以下のとおりであります。

〈レジャー事業〉

(東京ドームシティ事業)

東京ドームは、WBCの開催はありましたが、前第1四半期連結会計期間に比べて巨人戦4試合、コンサートイベント9日間、そして前第1四半期連結会計期間に開催されたメジャーリーグ開幕戦及びプレシーズンマッチ6試合の減少により減収となりました。

(ホテル事業)

東京ドームホテルは、上記東京ドームにおけるイベントの減少と円高によるインバウンドの減少の影響を受け、減収となりました。

熱海後楽園ホテルは、稼働率・宿泊客数共に増加しましたが、付帯収入の減少により減収となりました。

札幌後楽園ホテルは、稼働率・宿泊客数共に減少しました。

(その他のレジャー事業)

松戸公産(株)の松戸競輪場事業は、競輪通常開催日数の減少により減収となりました。

以上の結果、レジャー事業全体での売上高は153億2千4百万円、営業利益は19億3千8百万円となりました。

〈流通事業〉

ショップインは、主力店舗の改装休業により減収となりました。

以上の結果、売上高は18億4千1百万円、営業利益は2千2百万円となりました。

〈その他の事業〉

東和工建(株)の立体駐車場建設事業は、請負工事数の減少により減収となりました。

以上の結果、売上高は25億2千5百万円、営業利益は2億6千4百万円となりました。

(2) 連結財政状態に関する定性的情報

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、屋内遊園地「ジオポリス」のリニューアル工事に伴う資産取得等による固定資産の増加があったものの、有利子負債の削減に伴う預金の減少により、前連結会計年度末に比べ8億3百万円の減少となっております。

また純資産は、投資有価証券評価損計上による利益剰余金の減少があったものの、その他有価証券評価差額金の増加により前連結会計年度末に比べ2億8千万円の増加となっております。

(3) 連結業績予想に関する定性的情報

第2四半期連結会計期間以降には、コンサートイベントをはじめとする計画を上回るイベントの開催や新型インフルエンザ禍の収束による来街者の増加、また、株式市場の回復も見込まれることから業績予想については平成21年3月19日発表値と変更ありません。

(4) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物は、3ヶ年中期経営計画「Scale-up」の目標である「財務基盤の強化」のため有利子負債の削減を進めた結果、前連結会計年度末に比べ52億1千8百万円(36.2%)減少し、92億1千4百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、東京ドームにおけるWBCの開催等により、24億2千8百万円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、屋内遊園地「ジオポリス」のリニューアル工事に伴う有形無形固定資産の取得による支出等により、△35億4千8百万円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、有利子負債の削減を進めた結果、△40億9千9百万円となりました。

(5) 事実上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事実上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(株式会社の支配に関する基本方針)

(1) 基本方針の内容

当社は、当社グループの財務および事業の方針の決定を支配する者とは、当社グループの経営の基本理念および企業価値とその源泉、ならびに当社グループを支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

もとより当社は、株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、株式会社である以上、買収者に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等が当社グループの企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、当社取締役会や株主の皆様に対して当該大規模買付行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、株主の皆様に当社株式の売却を事実上強要するおそれがあるものなど、当社グループの企業価値および株主共同の利益に合わないものも想定されます。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、大規模買付行為が行われる場合には、

- ① 株主の皆様から適切にご判断をいただくために、適時、適切に適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、大規模買付者から提供された大規模買付に関する情報、当社取締役会の大規模買付情報に対する評価、検討結果、意見、代替案および大規模買付者との交渉内容、その他、株主および投資家の皆様の判断に有益な情報等を開示すること、
- ② 株主の皆様が当該大規模買付行為に賛同されるか否かについて、十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会という株式会社の基本的な意思決定の場において表明する機会を確保すること、

が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために重要であり、株主の皆様から経営の負託を受けた当社取締役会の責務であると考えております。

(2) 当社グループの企業価値の源泉および基本方針の実現のための取り組み

① 当社グループの企業価値の源泉について

(ア) プロ野球の発展とともに

当社は、昭和11年12月25日に設立され、翌12年9月にはプロ野球専用球場として「後樂園球場」を東京・水道橋に完成し、事業の第一歩を記しました。その後、野球が国民的スポーツとして隆盛を誇る中、当社は、読売巨人軍と日本ハムファイターズの本拠地である「後樂園球場」の設備を充実し、野球観戦のお客様へのサービス向上に心がけてまいりました。そして、昭和63年には我が国初の屋根付き球場である「東京ドーム」を完成し、野球観戦を一層快適な娯楽にするなど、野球を更なる発展に導く一端を担わせていただいております。

(イ)東京ドームシティの開発

当社は昭和30年に東京・水道橋に「後樂園ゆうえんち」を開業いたしました。ジェットコースターなど当時最新の遊戯機器を導入した「後樂園ゆうえんち」は以後、「東京ドームシティ アトラクションズ」と名称を変えた現在まで、常に最新のアトラクションを導入し、大勢のお客様にご利用いただいております。更に、30年以上に及ぶ「ヒーローショー」や、夜の遊園地営業の先駆けとなった「ルナ・パーク」の様な多彩な催事を開催し、我が国随一の都市型遊園地として、お客様へ夢と楽しみを提供しております。

平成12年には都内屈指の客室数を誇る「東京ドームホテル」を開業し、さらに、平成15年に開業した「ラクーア」は、都心の温泉ブームの火付け役となりました。また、平成20年には、多目的ホール・飲食・緑を融合した新施設「ミーツポート」を開場いたしました。

当社グループは、本社地区（東京・水道橋）一帯を「東京ドームシティ」と名付け、上記のように、限られた経営資源を集中的に投入して一層有効に活用し、各種のレジャーを集約して相乗効果を発揮させることを目指してまいりました。お蔭をもちまして「東京ドームシティ」は今や日本のランドマークの一つに発展いたしました。当社は今後も東京ドームシティの開発に尽力し、多彩な経営施策の展開により、レジャー産業のリーディング・カンパニーとして、「豊かな社会」の実現に貢献することを目指してまいります。

(ウ)憩いの空間…ホテル事業等

当社グループは、ホテル事業を通じてお客様に「憩い」をコンセプトとするサービスを提供しております。

前述の「東京ドームホテル」に加え、「熱海後樂園ホテル」は開業40年を超え、その立地と伝統に支えられるとともに、絶え間なく設備の更新を行うことにより、お客様にご好評をいただいております。また、札幌の名所・大通公園に面し、観光のお客様ならびに地元のお客様にご愛顧いただいております「札幌後樂園ホテル」は、平成20年に開業20周年を迎えました。

(エ)エキサイティング空間の創造

当社グループは「エキサイティング」な空間のプロデュースを行っております。

ボクシングやプロレスリングなどの格闘技イベントが多数開催される「後樂園ホール」では、これまでに幾つもの伝説的な名勝負が行われ、今や「格闘技の聖地」として広く認知されております。また、日本中央競馬会の場外発売所として日本最大の「ウインズ後樂園」、および南関東公営4競馬の場外発売所である「オフト後樂園」、また、平成16年に完全子会社となった松戸公産株式会社所有の「松戸競輪場」には、多くのお客様にご来場いただいております。

(オ)文化の創造・発展への寄与

「東京ドーム」では、国内外の有名アーティストによるコンサートが多数開催されております。また、「テーブルウェア・フェスティバル」、「東京国際キルトフェスティバル」などの自主イベントを企画・開催し、ご好評をいただいております。当社グループは、これら数々の催事を通じて、多くのお客様に洗練されたエンタテインメントを提供し、文化の創造、発展に寄与してきたものと自負しております。

(カ)安全対策と公共的使命

「東京ドームシティ」を訪れるお客様は現在、年間3,000万人を超えております。ご来場されたお客様の安全の維持は、企業価値の維持、向上のために不可欠であります。当社は、長年培ったノウハウならびに細心の注意を払うことにより、安全の維持に努めております。

また、「東京ドームシティ」は、「東京都震災対策条例」に基づき、東京都から、大地震に伴う大規模な市街地火災等に際し、住民が避難するための「広域避難場所」に指定されております。当社はこうした公共的な役割を担っていることを認識し、平時の安全維持のノウハウを、災害等の非常時に活かし、市民の安全確保に寄与する所存であります。

(キ)開発に対する規制と長期計画の必要性

「東京ドームシティ」はそのほぼ全域が、都市計画法に基づき東京都より都市計画公園区域に指定されております。そのため、指定区域内の建造物、施設および事業内容は東京都の許認可事項とされております。建造物等の建築にあたりましては、施設の種類、施設の建築面積（建蔽率）、緑化面積の確保などの規制（制限）を受けております。

このような法令等の制限のもとで、当社グループの中心である「東京ドームシティ」が更に発展していくためには、長年にわたり築いてまいりました行政との信頼関係のもとに、常に適切な先行投資が必要であります。

加えて、この投資が一定の時間差をおいて収益化され、企業価値の増大に結びつくという性格を内在していることから、当社の経営にとっては継続性を重視した長期の投資計画や開発計画が不可欠であり、企画・開発体制の充実化を図っております。

(ク)まとめ…レジャー産業のリーディング・カンパニー

当社グループは、「人とひととのふれあいを通してお客様と『感動』を共有し、豊かな社会の実現に貢献」することを企業目的としております。当社グループの企業価値はいずれも、長年にわたり築き上げてきたノウハウと信頼、それに基づく様々なステークホルダーとの良好かつ密接な関係がその源泉となって形成されております。

加えて当社の企業価値を維持・向上させるためには、当社がレジャー産業のリーディング・カンパニーであり続けるとともに、「東京ドームシティ」が、文化の創造、発信基地であり続ける必要があります。

そこで、当社グループの企業価値の源泉を守り、ひいては株主共同の利益を守るためには、経営の継続性が求められ、長期的な展望に立ち、行政と協議しつつ、安全や防災の観点から継続性のある経営施策を講ずることが不可欠であります。

② 基本方針の実現に資する特別な取り組み

(ア) 中期経営計画

当社は、平成20年度から平成22年度までの3年間を計画期間とする3ヶ年中期経営計画「Scale-up」をスタートいたしました。当計画では「財務基盤の強化」、「成長へのイノベーション」、「社会的責任の追求」という3つの経営課題を掲げております。

「財務基盤の強化」では、「有利子負債の削減」と「収益性の向上」を追求し、経営資源の「選択と集中」を進めて、安定した収益基盤を構築するとともに、期間利益の積み上げにより株主資本を充実させ、財務体質の強化を図って参ります。

「成長へのイノベーション」では、当社グループの最大の収益源である「東京ドームシティ」のエンタテインメント性の拡充を図り、より魅力のある街とし、さらに持続的な成長へ向けてイノベーションを追求することにより、グループの事業価値の増大を図って参ります。

「社会的責任の追求」では、企業の社会的責任（CSR）の観点から、誠実で責任ある企業活動を推進し、ステークホルダーとのコミュニケーションを通して経営の健全性・透明性を高め、社会的信頼の向上ならびに地域社会との共生に努めることにより、企業価値の向上を図って参ります。

これらの経営課題を達成し、当社グループが一丸となって「Scale（売上、利益、資本等の規模）」の拡大を図り、企業価値の向上と、それを可能にする持続的な優位性の構築を成し遂げ、「配当の安定継続」「格付けの向上」「時価総額の増大」の実現を目指します。

当社はこの計画を着実に達成することが、当社の企業価値の源泉を守り、ひいては株主共同の利益の安定的かつ継続的な維持・向上につながるものと考えております。

(イ) コーポレート・ガバナンス（企業統治）の整備

当社では、コーポレート・ガバナンスの充実により、企業グループ全体の経営の透明性、健全性、効率性を高めていくことが持続的な企業価値向上のために不可欠であり、重要な経営課題ととらえております。

当社は基本的な仕組みとして監査役制度を採用することにより、取締役会による業務執行の監督と監査役会による監査を中心とした経営監視の体制を構築しております。平成14年4月から取締役数の削減と執行役員制度の導入により、戦略的・機動的な意思決定と業務執行を図って参りました。また、経営の透明性、健全性を確保するため、社外取締役ならびに社外監査役をそれぞれ3名選任しております。

平成18年7月には「内部統制システム構築の基本方針」について取締役会で決議し、同年12月にはリスク管理委員会を設置して、コンプライアンス委員会とともに内部統制システムの両輪として整備を図りました。

さらに、取締役の経営責任を一層明確化し、経営環境の変化に対応できる経営体制の構築を図るため、取締役の任期を2年から1年に短縮する議案を平成20年4月25日開催の第98回定時株主総会に提出し、承認可決されております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより、株主共同の利益を図ることを目的として、平成20年4月25日開催の第98回定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）導入の件」（以下「本ルール」といいます。）をご承認いただき、導入いたしました。

本ルールは、当社取締役会の事前の同意を得ることなく、当社株式の大規模買付行為（議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付等）を行おうとする者に対し、その者が大規模買付行為を行う前に遵守すべき手続きを定めています。

大規模買付行為またはその提案が行われた場合には、当社取締役会は、必要かつ十分な時間を確保して大規模買付者と交渉し、大規模買付者の提案する提案内容を検証・評価・検討した後、買付情報および当社代替案等を株主および投資家の皆様に開示いたします。

株主および投資家の皆様は、この開示された情報に基づき、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響をご判断いただき、いずれの提案が当社の企業価値・株主共同の利益・向上に結びつくかを、株主総会において直接の意思表示をいただき、対抗措置の発動（大規模買付者等による権利行使はできない旨の取得条項等が付された新株予約権の無償割当の実施）の是非をご判断いただくこととなります。

しかし、大規模買付行為を行おうとする者が本ルールの手続きを遵守しない場合、当社の企業価値および当社株主全体の利益を害する場合には、独立委員会の勧告を経て、取締役会の決議に基づき、対抗措置を発動します。

また、本ルールは、平成23年4月開催の当社定時株主総会終結時までを有効期間とするものであり、期間満了の時点において、本ルールの継続について、改めて株主の皆様のご判断を仰ぐものいたします。本ルールを維持するか否か、およびこれを維持するとした場合にはその内容について、当社株主の皆様によりご判断いただくこととなります。

本ルールの詳細は下記のとおりです。

I. 本ルールの内容

1. 本ルールの概要

(1) 本ルールの目的

本ルールは、当社取締役会の事前の同意を得ることなく、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対し、その者が大規模買付行為を行う前にその遵守すべき手続を定めています。

大規模買付行為またはその提案が行われた場合には、当社取締役会は、必要かつ十分な時間を確保して大規模買付者と交渉し、大規模買付者の提案する提案内容を検証・評価・検討した後、買付情報および当社代替案等を株主および投資家の皆様に開示いたします。

株主および投資家の皆様は、この開示された情報に基づき、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響をご判断いただき、いずれの提案が当社の企業価値・株主共同の利益・向上に結びつくかを、株主総会において直接の意思表示をいただくこととなります。

そして、大規模買付行為が後出の「3. 本ルールの発動に係る手続」に記載する要件に該当する場合には、当社は、当社の企業価値および当社株主全体の利益を守るため、原則として当社株主総会の決議に基づき、次のような対抗措置を発動します。

(2) 対抗措置の内容

このような場合に当社が講ずる対抗措置とは、i)非適格者以外の株主様は当社取締役会が別途定める一定の日に新株予約権1個と引き換えに普通株式1株を取得できるが、ii)非適格者はかかる新株予約権の行使ができない旨の取得条項等が付された新株予約権を、当社取締役会が別途定める新株予約権の割当期日における株主の皆様に対して無償で割り当てる措置をいいます（割り当てられる新株予約権の詳細につきましては資料2をご参照下さい）。

2. 本ルールの導入に係る手続等

(1) 定時株主総会における導入

平成20年2月21日開催の当社取締役会の決議に従い、平成20年4月25日開催の第98回定時株主総会の普通決議事項として本ルールを議案とし、株主の皆様から原案通りのご承認をいただきましたので、当該定時株主総会直後に開催いたしました当社取締役会において本ルールの導入を決議いたしました。

(2) 独立委員会の設置

当社は、対抗措置発動における当社取締役会の恣意的な判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、社外取締役および社外監査役ならびに社外有識者の中の3名以上から構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます）を設置します（独立委員会の概要については資料3をご参照下さい）。当該独立委員会の役割は、後述のIの3(4)に記載のとおりであり、本ルールの導入当初における独立委員会の各委員の氏名および略歴は資料4のとおりです。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、委員に事故があるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

3. 本ルールの発動に係る手続

(1) 大規模買付行為に関する情報提供の要求

①意向表明書の提出

大規模買付者には、次の手順で、当社取締役会に対して、当社株主および投資家の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報(以下、「大規模買付情報」といいます)を提供していただきます。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、本ルールに従う旨の当社所定の書式の「意向表明書」をご提出いただくこととします。

意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示し、本ルールに従う旨の誓約を記載していただきます。

なお、意向表明書をはじめ大規模買付者から当社にご提供いただく書面は全て日本語にて表記していただきます。

②大規模買付情報の提供等

1) 大規模買付情報の提供

当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリスト(後記③参照)を大規模買付者に交付し、大規模買付者には、当該リストを受領後、原則として5営業日以内に大規模買付情報を当社取締役会に提供していただきます。

2) 独立委員会への諮問

当社取締役会は、提供していただいた意向表明書および大規模買付情報を直ちに独立委員会に提出し、当該大規模買付行為に同意して対抗措置を発動しないこととするか、あるいは同意しないで対抗措置を発動すべきかなどについて勧告を求める諮問をいたします。

なお、当社取締役会は、独立委員会の勧告を待つまでもなく、当該大規模買付行為に同意すべきであると判断した場合には、独立委員会に意向表明書および大規模買付情報を提供せずに当該大規模買付行為に同意することができるものとします。

大規模買付行為に同意した場合は、当社取締役会は、その旨を大規模買付者に通知するとともに、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って株主および投資家の皆様に対してその旨を開示します。

3) 追加情報の提供要求

なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、その旨を当社取締役会が大規模買付者に通知し、大規模買付者は当該通知受領後、原則として5営業日以内に追加的に情報を提供していただくことがあります。かかる追加情報の提供要求は、当社取締役会および独立委員会が十分な大規模買付情報が得られたと判断するまで同様とします。

4) 大規模買付情報提供の完了ならびに提供情報の変更

i) 当社は、大規模買付行為の提案があった事実、および当社取締役会に提供された意向表明書、大規模買付情報ならびに当社取締役会および独立委員会が十分に大規模買付情報の提供を受けたと判断した旨を適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って株主および投資家の皆様に対して開示します。

ii) 当社が上記に従って大規模買付者からの情報提供が完了したと判断した旨を開示した後、当社取締役会または独立委員会が、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨およびその理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちに株主および投資家の皆様に対して開示します。

そして、提供情報に変更があった旨を開示した場合は、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為(以下「変更前大規模買付行為」といいます)について進めてきた本ルールに基づく手続を中止し、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を、変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取扱い、本ルールに基づく手続を改めて適用するものとします。

③ 大規模買付情報の具体的内容

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得ますが、大規模買付情報の項目は以下のとおりとし（各項目の詳細につきましては、資料5をご参照下さい）、当社取締役会は、以下の大規模買付情報の取得に努め、当該情報を株主および投資家の皆様にご提供した上で、大規模買付行為の妥当性をご判断いただけるように努力いたします。

- 1) 大規模買付者およびそのグループの概要
 - 2) 大規模買付行為の目的、方法
 - 3) 大規模買付行為の内容
 - 4) 第三者との意思の連絡の有無
 - 5) 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠およびその算定経緯
 - 6) 資金関係
 - 7) 大規模買付行為の完了後に意図されている当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、開発計画、防災計画、顧客その他の安全確保計画、資本政策および配当政策等（大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます）。
 - 8) 利害関係者の処遇方針
 - 9) 反社会的勢力との関連性の有無（直接・間接を問いません）およびこれらに対する対処方針
 - 10) その他
- (2) 情報開示期間の設定と買付停止等
- ① 情報開示期間
- 当社取締役会は、意向表明書を受領した日から起算して60日間（初日不算入）*1を株主および投資家の皆様に情報を開示するための期間（以下「情報開示期間」といいます）として設定します。
- なお、当社取締役会は、大規模買付者においてやむを得ない事情があると判断した場合、独立委員会に対し、情報開示期間の延長の是非を諮問し、独立委員会が期間延長を勧告した場合は、独立委員会の意見を最大限尊重して、必要な範囲内で情報開示期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとします（なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします）。
- 当社取締役会が情報開示期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちに株主および投資家の皆様に対して開示します。
- *1 この60日間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度などを勘案して設定されたものです。
- ② 大規模買付者の買付停止
- 大規模買付者には、公開買付けか否かにかかわらず、次の各場合に記載する期間、一切の買付行為を停止していただきます。
- 1) 当社取締役会が当該大規模買付行為に同意する場合
当社がその旨を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って株主および投資家の皆様に対して開示するまでの期間
 - 2) 当社取締役会が当該大規模買付行為に同意しない場合
 - イ 後述のⅠの4(1)に記載するところに従い、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した場合は、当社取締役会が大規模買付者の意向表明書を受領した日から対抗措置の発動を当社が適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って株主および投資家の皆様に対して開示するまでの期間
 - ロ 後述のⅠの4(2)に記載するところに従い、大規模買付行為に対する対抗措置を発動すべきか否かにつき株主の皆様の判断に委ねるために株主総会を招集することを決議した場合は、当社取締役会が大規模買付者の意向表明書を受領した日から当該株主総会の終結時までの期間（このロの場合に買付停止を求めるのは、大規模買付前に株主総会を開催し、大規模買付者の買付条件、大規模買付情報、当社取締役会の意見、代替案、独立委員会の意見その他多角的な情報を分析し、検討していただいた上で当該株主総会で株主および投資家の皆様に当該大規模買付の是非を適切に判断していただくためであります）

(3) 情報開示期間中における取締役会の役割と専門家意見の聴取

当社取締役会は、情報開示期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報等に基づき、当社の企業価値および株主および投資家の皆様の共同利益確保・向上の観点から評価、検討、意見の形成、代替案の立案および必要に応じ大規模買付者との交渉を行うものとし、その内容については独立委員会に報告します。

当社取締役会が上記の評価、検討、意見の形成、代替案の立案および大規模買付者との交渉を行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者の立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の意見（以下「取締役会に対する専門家意見」といいます）を求めるものとします。

取締役会に対する専門家意見は株主および投資家の皆様のご判断に資するためのものでありますから、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、後述のⅠの3(5)に記載のとおり株主および投資家の皆様に対して開示します。このため、かかる意見を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

(4) 情報開示期間中における独立委員会の役割

① 情報の検討

独立委員会は、当社取締役会から受領した大規模買付者の意向表明書および大規模買付情報等に基づいて、当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、次の措置を講じます。

② 対抗措置発動勧告

独立委員会は、下記の場合には当該大規模買付行為を株主および投資家の皆様の共同利益を害する当社に対する敵対的買付行為とみなし、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告します。

イ 当該大規模買付行為に資料6に記載のイからリまでのいずれかの事情が存することが明らかであり、株主総会の判断を待つまでもなく当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を損なうと判断した場合（以下「明白な濫用ケース」といいます）、または、

ロ 大規模買付者が、当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動または不発動に係る当社取締役会の決議（当社取締役会が、大規模買付行為に対する対抗措置を発動すべきか否かにつき株主の皆様の判断に委ねるために株主総会を招集することを決議した場合は、当該株主総会の終結まで）を待たずして、買付行為を開始した場合（以下「先行的買付ケース」といいます）

③ 専門家意見の聴取

なお、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会および独立委員会から独立した第三者の立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の意見（以下「独立委員会に対する専門家意見」といいます）を求めることができます。

独立委員会に対する専門家意見は株主および投資家の皆様のご判断に資するためのものでありますから、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って株主および投資家の皆様に対して開示します。このため、かかる意見を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

④ 大規模買付行為が撤回された場合

また、独立委員会は、大規模買付行為が撤回された場合その他判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止、当社株主総会招集の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができます。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、独立委員会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちに株主および投資家の皆様に対して開示します。

⑤ 大規模買付行為に対する同意勧告（対抗措置不発動勧告）

独立委員会は、下記の場合には当社取締役会に対し、当該大規模買付行為に同意すること（対抗措置の不発動）を勧告します。

イ 大規模買付者が本ルールを遵守しており、かつ、

ロ 当社取締役会から受領した大規模買付者の意向表明書および大規模買付情報、当社取締役会の大規模買付情報に対する評価、意見の形成、代替案の立案および大規模買付者との交渉、取締役会に対する専門家意見などを検討した結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることが明らかであると判断した場合

⑥ 株主総会招集勧告

独立委員会が大規模買付行為に対する対抗措置の発動・不発動または中止の判断に至らない場合、独立委員会は、当社取締役会に対し、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動すべきか否かにつき株主の皆様の判断に委ねるための株主総会を招集するよう勧告します。

(5) 情報の開示

情報開示期間において、当社取締役会は、適時、適切に適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って以下の情報等を株主および投資家の皆様に対して開示します（但し、独立委員会が営業秘密、個人情報等、開示が不適切であると判断した情報についてはこの限りではありません）。

- 1) 大規模買付者の意見表明および大規模買付情報
- 2) 当社取締役会が当該大規模買付に同意した場合は、その旨
- 3) 当社取締役会の大規模買付情報に対する評価、検討結果、意見、代替案および大規模買付者との交渉内容、取締役会に対する専門家意見など
- 4) 独立委員会が当社取締役会に勧告した場合は、その内容
- 5) 独立委員会の大規模買付情報に対する評価、検討結果、意見、大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響、当社取締役会が提示した代替案に対する意見、当社取締役会が行った大規模買付者との交渉内容に対する意見、独立委員会に対する専門家意見など
- 6) 後述のⅠの4(1)に記載のとおり当社取締役会が対抗措置の発動を決議した場合はその旨
- 7) 後述のⅠの4(2)に記載のとおり当社取締役会が大規模買付行為に対する対抗措置を発動すべきか否かにつき株主の皆様の判断に委ねるために株主総会の招集を決議した場合は、その旨
- 8) その他、株主および投資家の皆様の判断に有益な情報

4. 大規模買付行為に対する対抗措置の発動、不発動

(1) 取締役会決議による対抗措置の発動、不発動の決定

当社取締役会は独立委員会の勧告を受けた場合、その勧告の如何によって次のように対抗措置の発動、不発動を決定します。

① 対抗措置の発動

上述のⅠの3(4)②に記載のとおり、独立委員会が当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した場合、当社取締役会は、当該独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動を決議し、これを発動します。

但し、当社取締役会は、対抗措置の発動が法令上取締役に求められる義務（忠実義務、善管注意義務を含む）に違反すると判断する場合は、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の判断に委ねるために株主総会の招集を決議します。

② 対抗措置の不発動

独立委員会が、当社取締役会に対し、当該大規模買付行為に同意するよう勧告した場合は、当社取締役会は、当該独立委員会の勧告を最大限尊重して当該大規模買付行為に同意し対抗措置を発動しない旨を決議し、大規模買付者に対し、当該大規模買付行為につき同意する旨を通知するとともに、その旨を適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って株主および投資家の皆様に対して開示します。株主および投資家の皆様には、開示された情報を参考にしていただき、大規模買付行為に応じるか否かをご判断いただくこととなります。

但し、当社取締役会は、対抗措置の不発動が法令上取締役に求められる義務（忠実義務、善管注意義務を含む）に違反すると判断する場合は、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の判断に委ねるために株主総会の招集を決議します。

(2) 株主総会決議による対抗措置の発動、不発動の決定

以下に掲げる各場合において、当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害する敵対的買収行為にあたるか否か、対抗措置を発動するか否かの判断を当社株主総会に委ねることとします。

① 独立委員会による株主総会招集勧告に基づく株主総会の招集

上述のⅠの3(4)⑥に記載したところに従い独立委員会が株主総会の招集を勧告した場合、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、後述のⅠの4(2)④に記載のとおりの手続等に従い株主総会の招集を決議し、対抗措置を発動するか否かの判断を株主総会の決議に委ねます。

② 当社取締役会が独立委員会の対抗措置発動勧告に従えないと判断した場合における株主総会の招集

上述のⅠの4(1)①に記載のとおり、当社取締役会が、独立委員会の対抗措置発動勧告に従うことについて、法令上取締役に求められる義務（忠実義務、善管注意義務を含む）に違反すると判断する場合は、当社取締役会は、後述のⅠの4(2)④に記載のとおりの手続等に従い株主総会の招集を決議し、対抗措置を発動するか否かにつき株主総会の決議に委ねます。

- ③ 当社取締役会が独立委員会の対抗措置不発動勧告に従えないと判断した場合における株主総会の招集
上述のⅠの4(1)②に記載のとおり、当社取締役会が、独立委員会の対抗措置不発動勧告に従うこと
について、法令上取締役求められる義務（忠実義務、善管注意義務を含む）に違反すると判断す
る場合、当社取締役会は、後述のⅠの4(2)④に記載のとおりの手続等に従い株主総会の招集を決議
し、対抗措置を発動するか否かの判断を株主総会の決議に委ねます。

(注)なお、上記に従って当社取締役会が株主総会の招集を決議した場合であっても、株主総会が開催されるまで
の間において、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が存在しなくなった場
合、当社取締役会は株主総会を開催せず、または株主総会の開催を中止することがあります。

④ 株主総会の招集手続

株主総会を招集する場合、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集するため基準日設定
公告を行い、情報開示期間満了日の翌日から起算して60営業日以内に株主総会を開催いたします。

また、当社取締役会は当該大規模買付に対する取締役会の意見や主張、代替案、独立委員会の意見
のほか大規模買付者から株主総会開催日の概ね30日前までに受領した大規模買付情報については、
ご判断の参考としていただくため、株主総会招集通知とともに送付させていただくことといたしま
す(但し当社取締役会において、株主総会招集通知に同封して発送することが、時間的、またはその
大規模買付情報の量から困難であると判断した場合には当社ホームページ(<http://www.tokyo-dome.jp/>)にて、当該大規模買付情報を開示する場合があります)。

また、株主総会開催日の概ね30日前の日を経過した後に提供された大規模買付情報については随
時、当社ホームページにて開示するとともに、株主総会当日に参考資料として出席株主に配布する
ことといたします。また当社取締役会は株主総会の開催日まで、当社および大規模買付行為者によ
る意見表明、大規模買付提案に対する代替案等を株主および投資家の皆様に正確にご提示するため
大規模買付者との交渉を行い、大規模買付情報の収集に努めます。

⑤ 株主総会の議案および決議の方法

当社取締役会は、当該株主総会において、対抗措置の発動に関する議案を上程いたします。

大規模買付者の買付提案に応ずるか否かは、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に
対する意見、代替案等をご考慮の上、当社株主および投資家の皆様において、ご判断いただきま
す。

その結果、株主総会に出席された議決権を行使することができる株主様の議決権の過半数をもつ
て、対抗措置発動に関する議案が承認された場合は、当社取締役会は対抗措置を発動します。

Ⅱ. 株主・投資家に与える影響等

1. 本ルールが株主・投資家に与える影響等

- (1) 本ルールは、当社株主および投資家の皆様に対して、当社株主および投資家の皆様が
大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提
供し、更には、当社株主および投資家の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的として
います。これにより、当社株主および投資家の皆様が十分な情報に基づいて、大規模買付行為に応ずる
か否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながる
ものと考えます。
- (2) 従って、本ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断をなす上での前提となる
ものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。
また、本ルールの導入時点においては、新株予約権の発行自体は行われませんので株主および投資家
の皆様の1株あたりの株式の価値に希釈化が生じることはありません。
- (3) なお、上述のⅠの3(4)のとおり、独立委員会の勧告内容如何によって大規模買付行為に対する当社の
対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様は、当社が適時・適切に適用ある法令等およ
び金融商品取引所規則に従って開示する情報にご注意下さい。

2. 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

- (1) 当社取締役会が、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として対抗措置を発動する場合あ
るいは株主総会において対抗措置の発動が株主の皆様により承認された場合、非適格者には行使できな
い等の条件の付された新株予約権の無償割当が行われることとなります。
- (2) そして、当該対抗措置の仕組み上、当社株主および投資家の皆様（非適格者を除きます）が法的権利
または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締
役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合、あるいは対抗措置発動の是非を判断するための株主
総会の招集を決定した場合には、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示
を行います。

3. 対抗措置発動時（新株予約権の無償割当および新株予約権行使時）に株主および投資家の皆様において必要となる手続

対抗措置として考えられる新株予約権の無償割当を行った場合の当社株主および投資家の皆様に関わる手続については、次のとおりとなります。

(1) 名義書換の手続

新株予約権の無償割当が決議された場合には、当社は、新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主および投資家の皆様に対し、原則としてその有する当社株式1株につき1個の新株予約権が無償にて割当てられますので、株主の皆様には、当該割当期日に間に合うように名義書換を完了していただくことが必要となります。なお、この新株予約権は、株主の皆様に対する新株予約権無償割当の方法（会社法第277条）により発行されますので、新株予約権の申込みの手続は必要ではありません。

なお、一旦、新株予約権無償割当決議がなされた場合であっても、当社は、新株予約権の行使期間開始の前日までに新株予約権無償割当を中止し、または新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当該新株予約権無償割当を受けるべき株主様が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(2) 新株予約権行使の手続

① 必要書類の提出と行使価額の払込

当社は、割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主様ご自身が大規模買付行為でないこと等を誓約する文言を含みます）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。

また、当社取締役会が別途定める新株予約権の行使期間内に株主の皆様からこれらの必要書類をご提出いただき、新株予約権1個あたり1円を下限として新株予約権無償割当決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所にお振り込みいただければ、株主の皆様に対して原則として1個の新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることとなります。

仮に、株主および投資家の皆様が、こうした新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主および投資家の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

② 大規模買付者以外の株主から新株予約権を取得する場合

当社が大規模買付者以外の株主の皆様から新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として、1個の新株予約権につき1株の当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、株主および投資家の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が大規模買付者に該当しないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記した書面をご提出いただくことがあります）。

この場合、株主および投資家の皆様においては、当社が新株予約権を取得することにより、当該取得の日に当然に新株予約権の行使はできなくなりますが、新株予約権取得の対価として当社普通株式が交付されるため、株主および投資家の皆様には、その保有する当社株式の希釈化は生じません。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、株主および投資家の皆様に対して適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認下さい。

③ 非適格者である大規模買付者から当社が新株予約権を取得する場合

当社は、原則として、非適格者である大規模買付者から新株予約権を有償取得しません。但し、当社取締役会において、当社が非適格者である大規模買付者から新株予約権を有償取得することが必要である旨決議された場合には、当社取締役会が認める相当な対価をもって、当該新株予約権を有償取得することができます。

III. 本ルールの有効期限、継続および廃止

1. 平成20年4月25日開催の第98回定時株主総会にて決議され、その直後の取締役会にて導入を決議した本ルールは、同23年4月開催の当社定時株主総会終結時までを有効期間とするものであり、期間満了の時点において、本ルールの継続について、改めて株主の皆様のご判断を仰ぐものいたします。本ルールを維持するか否か、およびこれを維持するとした場合にはその内容について、当社株主の皆様によりご判断いただくこととなります。
2. 平成20年4月25日開催の第98回定時株主総会において、当社取締役の任期を1年とするための定款変更議案が決議されたことにより、当社取締役の選解任の要件に加重がないことと相俟って、株主の皆様は、当社株主総会（少なくとも年に1回は開催）において普通決議をもって株主様のご意向に従って取締役を選任もしくは解任し、これらの取締役で構成される取締役会決議において本ルールを変更・廃止することができ、株主の皆様の意思が反映されることとなります。
3. 当社取締役会によって本ルールの変更・廃止等が決議された場合には、当社は、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちに株主および投資家の皆様に対して開示します。

資料1 用語の定義

本ルールにおいて用いる主な用語の定義は以下のとおりです

1. 「大規模買付行為」とは、当社株主総会における特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付け等もしくは公開買付け（但し、当社取締役会が予め同意をした行為を除きます）またはそれらの可能性のある行為を意味するものとします。
2. 「大規模買付者」とは、当社株券等の大規模買付行為もしくはその提案を行おうとし、または現に行っている特定株主グループを意味するものとします。
3. 「特定株主グループ」とは、
 - (1) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます）または、
 - (2) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます）を意味します。
4. 「議決権割合」とは、
 - (1) 特定株主グループが、上記3(1)に記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます）も計算上考慮されるものとします）または、
 - (2) 特定株主グループが、上記3(2)に記載の場合は、当該大規模買付者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます）の合計をいいます。
5. 「株券等」とは、(1) 特定株主グループが、上記3(1)に記載の場合は、同法第27条の23第1項に規定する株券等を、または、(2) 特定株主グループが、上記3(2)に記載の場合は、同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。
6. 「買付け等」とは、同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。
7. 「公開買付け」とは、同法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。

8. 「非適格者」とは、次の各者をいいます。
- (1) 特定大量保有者、
「特定大量保有者」とは、当社の株券等（上記5参照）の保有者（上記3(1)参照）で、当該株券等に係る株券等保有割合（上記4参照）が20%以上である者をいう。
 - (2) 特定大量保有者の共同保有者、
「共同保有者」とは、同法第27条の23第5項に定義される共同保有者を指し、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（上記3(1)参照）。
 - (3) 特定大量買付者、
「特定大量買付者」とは、公開買付け（上記7参照）によって、当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項の「株券等」をいいます）の買付等（同条項の「買付け等」をいいます）の開始の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第3項に定める場合を含みます）に係る株券等の株券等所有割合とその者の特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる者
 - (4) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは
 - (5) これら(1)ないし(4)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、
 - (6) これら(1)ないし(5)に該当する者の関連者。

資料2 新株予約権無償割当をする場合の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件
当社取締役会または当社株主総会において定める一定の日（以下「割当期日」という）における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株とする。
但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、当社の最終発行済株式を上限として、当社取締役会または当社株主総会が定める数とする。但し、割当期日において、当社の有する当社株式の数を除く。
4. 新株予約権無償割当の効力発生日
当社取締役会または当社株主総会において別途定める。
5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会または当社株主総会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
7. 新株予約権の行使条件
 - (1) 非適格者は、新株予約権を行使することができない。
 - (2) 形式的には非適格者に該当する場合であっても、当社取締役会または当社株主総会が新株予約権無償割当決議において、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないとして別途定めた所定の者または当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと認めるための条件を定めた場合は、当該条件を全て満たした者は、非適格者に該当しないものとする。
8. 新株予約権の行使期間
新株予約権の行使期間は、当社取締役会または当社株主総会にて、別途定めるものとする。

9. 当社による新株予約権の取得

(1) 非適格者以外の新株予約権者からの取得

当社は当社取締役会または当社株主総会が別途定めた一定の日をもって、上記7に従って新株予約権を行使できない者が保有する新株予約権を除いて、新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することと引き換えに、当該一定の日の前日までに行使されていない新株予約権を取得することができる。

また、かかる取得がなされた日より後に、上記7により新株予約権を行使することができない者以外の者で、新株予約権を保有する者が現れたと当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める一定の日をもって、当該者の保有する新株予約権のうち、当該一定の日の前日までに行使されていない新株予約権を、新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することと引き換えに取得することができるものとし、以後も同様とする。

(2) 非適格者からの取得

当社は、原則として、非適格者である大規模買付者から新株予約権を有償取得しない。

但し、当社取締役会において、当社が非適格者である大規模買付者から新株予約権を有償取得することが必要である旨決議された場合には、当社取締役会が認める相当な対価をもって、当該新株予約権を有償取得することができるものとする。

(3) また、当社は上記8に定める行使期間の開始日前日までの間いつでも、当社取締役会が新株予約権の取得を適切と認める場合には当社取締役会が別途定める一定の日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(4) 以上のほか、当社が本新株予約権の一部を取得することとする時に非適格者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項など、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがある。

10. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は新株予約権者の請求がある場合に限り発行する。

11. 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成20年2月21日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

資料3 独立委員会規則の概要

1. (目的)

当社は、大規模買付行為に対する対抗措置発動その他、当社所定「大規模買付行為に対する対抗措置発動のためのルール」に定める事項に関する当社取締役会の恣意的な判断を排するため、独立委員会を設置する。

2. (設置)

独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

3. (委員)

独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している①当社社外取締役、②当社社外監査役または③社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。

4. (委員の任期)

独立委員会委員の任期は、平成21年4月28日開催の第99回定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役あるいは社外監査役であった独立委員会委員が、取締役あるいは監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

5. (招集)

各独立委員会委員は、大規模買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。

6. (決議)

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由がある時は、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

7. (基本的権限)

独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置（新株予約権無償割当て）の発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものの、当社取締役会が、独立委員会の勧告に従うことについて、法令上取締役位に求められる義務（忠実義務、善管注意義務を含む）に違反すると判断する場合は、株主総会を招集し、その判断を株主総会の決議に委ねるものとする。

なお、独立委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- ①本ルールの対象となる大規模買付行為に対する対抗措置（新株予約権無償割当ての実施）の発動
- ②本ルールの対象となる大規模買付行為に対する同意（対抗措置の不発動）
- ③本ルールの対象となる大規模買付行為に対する対抗措置の発動あるいは不発動について株主総会の判断に委ねる場合は、当該株主総会の招集
- ④新株予約権の無償割当ての中止
- ⑤新株予約権の無償取得
- ⑥その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

8. (付随的権限)

上記7に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。

- ①大規模買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
- ②大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
- ③大規模買付者との交渉・協議
- ④取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
- ⑤情報開示期間（当社取締役会が意向表明書を受領した日から起算して60日間）の延長
- ⑥その他本ルールにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項および当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

9. (取締役会による情報提供等)

当社取締役会は、独立委員会に対し、当社取締役会が大規模買付者から受領した意向表明書および大規模買付情報を交付する。独立委員会は、当初提供してもらった情報だけでは大規模買付情報として不足していると判断した場合には、自らまたは当社取締役会を通じて、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供するよう求める。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても適宜回答期限（原則として情報開示期間内とする）を定めた上、大規模買付行為に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。

10. (独立委員会への出席要求等)

独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

11. (専門家の助言)

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ること等ができる。

資料4 独立委員会 委員の略歴

森 信博（もり のぶひろ）

〔略歴〕 昭和20年生まれ

昭和42年4月 株式会社日本勸業銀行入行
平成7年6月 株式会社第一勸業銀行取締役
平成9年5月 同行常務取締役
平成10年5月 同行専務取締役
平成11年4月 同行取締役副頭取
平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行取締役副頭取
平成17年4月 当社取締役（現任）
平成17年8月 東京リース株式会社執行役員会長
平成20年6月 日本ハーデス株式会社代表取締役社長（現任）

児玉 幸治（こだま ゆきはる）

〔略歴〕 昭和9年生まれ

昭和32年4月 通商産業省入省
昭和60年6月 同省大臣官房長
昭和63年6月 同省産業政策局長
平成元年6月 通商産業事務次官
平成3年6月 同退官
平成4年2月 株式会社日本興業銀行顧問
平成5年6月 商工組合中央金庫理事長
平成13年6月 株式会社商船三井取締役
平成13年7月 財団法人日本情報処理開発協会会長
平成17年6月 HOYA株式会社取締役（現任）
平成19年4月 当社監査役（現任）
平成19年6月 旭化成株式会社取締役（現任）
平成19年11月 財団法人機械システム振興協会会長（現任）
平成20年6月 株式会社よみうりランド監査役（現任）

渋川 満（しぶかわ みつる）

〔略歴〕 昭和9年生まれ

昭和37年4月 新潟地方裁判所判事補
昭和47年4月 東京地方裁判所判事
平成元年7月 国会裁判官訴追委員会事務局長
平成5年11月 東京高等裁判所判事
平成5年12月 富山地方裁判所長
平成8年3月 名古屋高等裁判所判事部総括
平成11年7月 定年退官
平成11年9月 白鷗大学法学部教授
平成11年11月 弁護士登録（現任）
平成16年4月 白鷗大学法科大学院法務研究科長
平成19年3月 定年退職

資料5 大規模買付情報の概要

1. 大規模買付者およびそのグループの概要
具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容ならびに役員の名前および略歴等。
なお、大規模買付者およびそのグループには、主要な株主または出資者および重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンドまたはその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません）その他の構成員ならびに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者が含まれます。
2. 大規模買付行為の目的、方法
なお、大規模買付行為の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。
3. 大規模買付行為の内容
大規模買付行為の対価の種類および価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由を含みます。
4. 第三者との意思の連絡の有無
大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ）の有無および意思連絡が存する場合にはその具体的な態様および内容。
5. 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠およびその算定経緯
算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠を含みます。
6. 資金関係
大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け、当該資金の提供者（実質的提供者（直接・間接を問いません）を含みます）の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件および資金提供後の誓約事項の有無および内容ならびに関連する具体的取引の内容。
7. 大規模買付行為の完了後に意図されている当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策および配当政策等（大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます）
なお、当社事業の特殊性に鑑みて、特に次の計画につきましては具体的に記載して下さい。
 - イ 開発計画
当社の中核的営業場所である東京ドームシティ（東京都文京区後楽1丁目3番61号等所在。以下「東京ドームシティ」という）が都市計画公園区域に指定されていることを前提に、大規模買付行為の完了後に意図されている同所に関する開発計画
 - ロ 防災計画
東京ドームシティが大震災発生時における広域避難場所に指定されていることを前提に、大規模買付行為の完了後に意図されている同所に関する防災計画
 - ハ 顧客その他の安全確保計画
東京ドームシティに年間3,000万人を超える来場者が存在することを前提に、東京ドーム、黄色いビル、青いビル、ラクア、アトラクションズ、東京ドームホテル、ミーツポート等のそれぞれについて、大規模買付行為の完了後に意図されている日々の営業における顧客その他の安全確保計画
8. 利害関係者の処遇方針
大規模買付行為完了後における当社および当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、当社施設等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針。
9. 反社会的勢力との関連性の有無（直接・間接を問いません）およびこれらに対する対処方針
10. その他
当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を当社取締役会および独立委員会を受領した日から原則として5営業日以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報。

資料6 独立委員会が株主総会の判断を待つまでもなく当該大規模買付行為が

当社株主全体の利益を損なうと判断する場合

- イ 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合
- ロ 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- ハ 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- ニ 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券などの高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- ホ 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額およびその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- ヘ 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主および投資家の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）、等に代表される、構造上株主および投資家の皆様の判断の機会または自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- ト 大規模買付者による支配権取得により、株主および投資家の皆様はもとより、顧客、従業員その他の当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想されたり、当社の企業価値の確保および向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、または大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- チ 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- リ 大規模買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(4) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の中期経営計画は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものです。

また、本ルールは、政府指針の定めた三原則を充足するものであります。すなわち、

- ① 本ルールは企業価値および株主共同の利益が明らかに不当に毀損される場合に対抗するものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることが明白な大規模買付行為には同意するものであること。
- ② 当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する影響が明らかでない場合には、株主の皆様にごできるだけ多くの情報を提供し、必要かつ十分な検討時間を確保した上で、対抗措置発動の是非を当社株主総会の決議に委ねること。
- ③ 本ルールでは、対抗措置発動における取締役会の恣意性を排除するために、社外取締役および社外監査役ならびに社外有識者からなる独立委員会を常置し、対抗措置の発動・不発動・株主総会での判断について勧告を行うものであること。
- ④ 本ルールは、当社株主総会での普通決議による取締役の選解任と取締役会決議を介して廃止することができること。

などから、本ルールは、当社役員の保身を目的としたものではなく、基本方針に沿って当社の企業価値および株主共同の利益に資するものと判断しております。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	396,000,000
計	396,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年 4月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年 6月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	191,714,840	191,714,840	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数は1,000株であります
計	191,714,840	191,714,840	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年 4月30日	—	191,714,840	—	2,038	—	—

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年1月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成21年 1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式709,000 (相互保有株式) 普通株式 459,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 188,973,000	188,973	—
単元未満株式 ※1	普通株式 1,573,840	—	—
発行済株式総数	191,714,840	—	—
総株主の議決権	—	188,973	—

(注)※1 (株)東京ドーム所有19株、東京ケーブルネットワーク(株)所有300株、花月園観光(株)所有800株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年 1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) (株)東京ドーム	東京都文京区後楽 1丁目3番61号	709,000	—	709,000	0.36
(相互保有株式) 松戸公産(株)	千葉県松戸市松戸594番	271,000	—	271,000	0.14
(相互保有株式) 東京ケーブル ネットワーク(株)	東京都文京区後楽 1丁目2番8号	160,000	—	160,000	0.08
(相互保有株式) (株)東京ケーブル・ プロダクション	東京都千代田区 三崎町3丁目4番10号	20,000	—	20,000	0.01
(相互保有株式) 花月園観光(株)	神奈川県横浜市鶴見区 鶴見1丁目1番1号	8,000	—	8,000	0.00
計	—	1,168,000	—	1,168,000	0.60

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 2月	3月	4月
最高(円)	278	288	314
最低(円)	239	236	268

(注) 株価は東京証券取引所の市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の様動はありませ
ん。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当第1四半期連結会計期間(平成21年2月1日から平成21年4月30日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期適用しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成21年2月1日から平成21年4月30日まで)の四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年 4月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年 1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,688	14,916
受取手形及び売掛金	3,225	3,049
有価証券	119	—
たな卸資産	※1 1,755	※1 1,571
繰延税金資産	660	441
その他	3,302	1,841
貸倒引当金	△9	△159
流動資産合計	18,742	21,660
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	212,315	208,923
減価償却累計額	△106,702	△105,755
建物及び構築物（純額）	105,612	103,168
機械装置及び運搬具	21,681	18,984
減価償却累計額	△15,091	△14,879
機械装置及び運搬具（純額）	6,590	4,105
土地	134,656	134,656
建設仮勘定	502	3,840
その他	18,217	18,187
減価償却累計額	△14,040	△14,202
その他（純額）	4,177	3,985
有形固定資産合計	251,539	249,755
無形固定資産		
借地権	425	425
ソフトウェア	324	324
その他	196	195
無形固定資産合計	946	946
投資その他の資産		
投資有価証券	19,757	20,273
長期貸付金	1,484	1,154
繰延税金資産	16,701	16,061
その他	4,262	4,343
貸倒引当金	△392	△230
投資その他の資産合計	41,813	41,602
固定資産合計	294,300	292,304
繰延資産		
社債発行費	987	868
繰延資産合計	987	868
資産合計	314,029	314,833

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年 4月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年 1月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,295	768
1年内償還予定の社債	18,150	16,902
短期借入金	45,092	45,932
未払法人税等	114	479
賞与引当金	804	474
ポイント引当金	92	97
商品券等引換引当金	18	19
その他	19,330	18,581
流動負債合計	84,898	83,256
固定負債		
社債	46,600	43,488
長期借入金	84,451	89,248
受入保証金	6,810	6,823
繰延税金負債	146	130
再評価に係る繰延税金負債	35,177	35,177
退職給付引当金	3,184	3,228
執行役員退職慰労引当金	50	60
負ののれん	2,164	2,886
その他	1,078	1,347
固定負債合計	179,663	182,389
負債合計	264,562	265,646
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,038	2,038
資本剰余金	856	856
利益剰余金	313	3,974
自己株式	△493	△491
株主資本合計	2,714	6,377
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	170	△4,102
繰延ヘッジ損益	△0	△0
土地再評価差額金	46,506	46,506
為替換算調整勘定	76	405
評価・換算差額等合計	46,752	42,809
少数株主持分	—	—
純資産合計	49,467	49,186
負債純資産合計	314,029	314,833

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年 2月 1日 至 平成21年 4月30日)
売上高	
レジャー事業収入	15,243
流通事業収入	1,841
その他の事業収入	1,111
売上高合計	18,196
売上原価	
レジャー事業原価	11,641
流通事業原価	1,813
その他の事業原価	2,092
売上原価合計	15,547
売上総利益	2,649
一般管理費	※1 1,607
営業利益	1,041
営業外収益	
受取利息	24
受取配当金	56
為替差益	189
負ののれん償却額	721
持分法による投資利益	275
その他	36
営業外収益合計	1,304
営業外費用	
支払利息	899
その他	243
営業外費用合計	1,142
経常利益	1,202
特別利益	
固定資産売却益	0
投資有価証券清算分配金	388
その他	6
特別利益合計	394
特別損失	
固定資産売却損	1
固定資産除却損	110
解体撤去費	179
投資有価証券評価損	4,571
その他	4
特別損失合計	4,866
税金等調整前四半期純損失(△)	△3,269
法人税、住民税及び事業税	70
法人税等調整額	△798
法人税等合計	△728
四半期純損失(△)	△2,541

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自平成21年2月1日
 至平成21年4月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失(△)	△3,269
減価償却費	1,936
負ののれん償却額	△721
貸倒引当金の増減額(△は減少)	12
賞与引当金の増減額(△は減少)	330
ポイント引当金の増減額(△は減少)	△4
商品券等引換引当金の増減額(△は減少)	△1
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△44
執行役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△9
受取利息及び受取配当金	△81
支払利息	899
持分法による投資損益(△は益)	△275
投資有価証券評価損益(△は益)	4,571
投資有価証券清算分配金	△388
固定資産売却損益(△は益)	1
固定資産除却損	110
売上債権の増減額(△は増加)	△179
たな卸資産の増減額(△は増加)	△184
仕入債務の増減額(△は減少)	526
その他	559
小計	3,786
利息及び配当金の受取額	85
利息の支払額	△1,002
法人税等の支払額	△440
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,428
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△60
定期預金の払戻による収入	70
投資有価証券の取得による支出	△249
投資有価証券の売却による収入	1
投資有価証券の清算分配による収入	388
有形及び無形固定資産の取得による支出	△3,604
有形及び無形固定資産の売却による収入	0
その他	△94
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,548
財務活動によるキャッシュ・フロー	
コマーシャル・ペーパーの増減額(△は減少)	△1,500
長期借入れによる収入	5,000
長期借入金の返済による支出	△10,637
社債の発行による収入	10,307
社債の償還による支出	△6,140
配当金の支払額	△953
その他	△175
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,099
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△5,218
現金及び現金同等物の期首残高	14,433
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 9,214

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期連結会計期間(自平成21年2月1日至平成21年4月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年2月1日至平成21年4月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 従来、連結子会社であった(株)北海道後楽園観光開発は、平成20年12月1日に連結子会社である(株)北海道後楽園を存続会社とする吸収合併を行い解散いたしました。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 16社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用の範囲の変更 従来、持分法適用関連会社であった(株)車両スポーツ映像は、当社が保有する一部株式を平成21年2月1日に売却したため、当第1四半期連結会計期間より持分法の適用範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用会社の数 3社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法及び月別総平均法による原価法を採用していましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)及び月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。 なお、この変更による影響は軽微であります。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準等の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会 第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間よりこれらの会計基準等を早期適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (借手側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。また、リース資産の減価償却方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しており、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、この変更による影響は軽微であります。 (貸手側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース投資資産として計上しております。また、ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっており、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、この変更による影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年 2月 1日 至 平成21年 4月30日)
<p>(1) 棚卸資産の評価方法</p> <p>当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、一部の連結子会社は実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。</p> <p>また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、一部の連結子会社は収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積もり、簿価切下げを行う方法によっております。</p>
<p>(2) 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年 2月 1日 至 平成21年 4月30日)
<p>有形固定資産の耐用年数の変更</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、当社及び国内連結子会社は、平成20年度の法人税法の改正(減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成20年4月30日 財務省令第32号))による法定耐用年数の変更に伴い、機械装置の耐用年数を変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益はそれぞれ35百万円減少しており、税金等調整前四半期純損失は35百万円増加しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は「セグメント情報」に記載しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年 4月30日)	前連結会計年度末 (平成21年 1月31日)																				
<p>※1 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">商品及び製品</td> <td style="text-align: right;">1,570百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">仕掛品</td> <td style="text-align: right;">30百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">154百万円</td> </tr> </table> <p>2 偶発債務</p> <p>金融機関等よりの借入金等に対し、下記のとおり債務保証をしております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">東京ケーブルネットワーク(株) 他</td> <td style="text-align: right;">752百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">752百万円</td> </tr> </table> <p>また、東京ケーブルネットワーク(株)の金融機関よりの借入金941百万円に対して経営指導念書を差し入れております。</p>	商品及び製品	1,570百万円	仕掛品	30百万円	原材料及び貯蔵品	154百万円	東京ケーブルネットワーク(株) 他	752百万円	合計	752百万円	<p>※1 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">商品及び製品</td> <td style="text-align: right;">1,310百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">仕掛品</td> <td style="text-align: right;">96百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">164百万円</td> </tr> </table> <p>2 偶発債務</p> <p>金融機関等よりの借入金等に対し、下記のとおり債務保証をしております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">東京ケーブルネットワーク(株) 他</td> <td style="text-align: right;">803百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">803百万円</td> </tr> </table> <p>また、東京ケーブルネットワーク(株)の金融機関よりの借入金1,026百万円に対して経営指導念書を差し入れております。</p>	商品及び製品	1,310百万円	仕掛品	96百万円	原材料及び貯蔵品	164百万円	東京ケーブルネットワーク(株) 他	803百万円	合計	803百万円
商品及び製品	1,570百万円																				
仕掛品	30百万円																				
原材料及び貯蔵品	154百万円																				
東京ケーブルネットワーク(株) 他	752百万円																				
合計	752百万円																				
商品及び製品	1,310百万円																				
仕掛品	96百万円																				
原材料及び貯蔵品	164百万円																				
東京ケーブルネットワーク(株) 他	803百万円																				
合計	803百万円																				

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年 2月 1日 至 平成21年 4月30日)								
<p>※1 一般管理費の主要な費目は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">俸給・給料・賃金</td> <td style="text-align: right;">907百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入損</td> <td style="text-align: right;">106百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">執行役員退職慰労引当金繰入損</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金繰入損</td> <td style="text-align: right;">119百万円</td> </tr> </table>	俸給・給料・賃金	907百万円	賞与引当金繰入損	106百万円	執行役員退職慰労引当金繰入損	2百万円	退職給付引当金繰入損	119百万円
俸給・給料・賃金	907百万円							
賞与引当金繰入損	106百万円							
執行役員退職慰労引当金繰入損	2百万円							
退職給付引当金繰入損	119百万円							

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年 2月 1日 至 平成21年 4月30日)	
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	9,688百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△ 473百万円
現金及び現金同等物	9,214百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年 4月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成21年 2月 1日 至 平成21年 4月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	191,714,840

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,045,416

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成21年4月28日の定時株主総会において次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 953百万円
- ②1株当たり配当額 5円00銭
- ③基準日 平成21年1月31日
- ④効力発生日 平成21年4月30日
- ⑤配当の原資 利益剰余金

- (2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

4 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(リース取引関係)

リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っておりますが、当第1四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

有価証券の当第1四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループのデリバティブ取引は、企業集団の事業において重要性がないため、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年 2月 1日 至 平成21年 4月30日)

	レジャー事業 (百万円)	流通事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	15,243	1,841	1,111	18,196	—	18,196
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	80	—	1,414	1,495	(1,495)	—
計	15,324	1,841	2,525	19,691	(1,495)	18,196
営業利益	1,938	22	264	2,226	(1,185)	1,041

(注) 1 事業区分は営業種目の類似性により区分しております。

2 各事業の主な営業種目

- レジャー事業 東京ドーム、遊園地、スパ・フィットネス、飲食店・売店、ホテル、競輪場 等
- 流通事業 化粧品・雑貨小売店
- その他の事業 不動産の賃貸・分譲、ビル管理、立体駐車場等の設計・施工・運営管理、リース、有価証券の保有・管理 等

3 追加情報に記載の通り、当第1四半期連結会計期間より、当社及び国内連結子会社は、平成20年度の法人税法の改正(減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成20年4月30日 財務省令第32号))による法定耐用年数の変更に伴い、機械装置の耐用年数を変更しております。
この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益が、レジャー事業3百万円、その他の事業31百万円それぞれ減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年 2月 1日 至 平成21年 4月30日)

本邦以外の国又は地域に連結子会社及び重要な支店が存在しないため記載を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年 2月 1日 至 平成21年 4月30日)

海外売上高がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年4月30日)	前連結会計年度末 (平成21年1月31日)
259.44円	257.96円

(注) 1株当たり純資産の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年4月30日)	前連結会計年度末 (平成21年1月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	49,467	49,186
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る純資産額(百万円)	49,467	49,186
期末の普通株式の数(千株)	190,669	190,678

2 1株当たり四半期純損失金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成21年2月1日至平成21年4月30日)	
1株当たり四半期純損失(△)	△13.33円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失計上であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年2月1日 至平成21年4月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(△)(百万円)	△2,541
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(百万円)	△2,541
普通株式の期中平均株式数(千株)	190,673

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 6月12日

株式会社 東京ドーム
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 落 合 孝 彰 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 上 坂 善 章 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川 村 敦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京ドームの平成21年2月1日から平成22年1月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成21年2月1日から平成21年4月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京ドーム及び連結子会社の平成21年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 6月12日
【会社名】	株式会社東京ドーム
【英訳名】	TOKYO DOME CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久 代 信 次
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません
【本店の所在の場所】	東京都文京区後楽1丁目3番61号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長久代信次は、当社の第100期第1四半期(自 平成21年2月1日 至 平成21年4月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。